

令和7年度版山口市環境概要(案) 山口市環境審議会における質問及び回答票(後日分)

No.	委員	ページ	内 容	対 応(回答)	担当課
1	委員	P31	1世帯あたりの年間電力購入量というのは目標値3,500 kWhとあるんですけど、実績値5,500kWhとかですね。暑いから上がるっていうのはよく分かるんですけど。	本指標は、現計画(平成30年3月策定)から掲載しています。環境基本計画そのものについては、市の諮問を受けた環境審議会が、専門部会である環境基本計画策定部会の審議(計7回)結果を基に、他の指標等とともに、市へ答申を行っています。なお、指標(電力購入量)の数値については、総務省統計局の「政府統計の総合窓口(e-Stat)」から、引用しており(山口市の「二人以上世帯の年間購入量(電気)」)、その目標値の考え方については、家庭における節電等の取組成果を把握するためとし、数値は、「エコフレンドリーオフィスプラン(温暖化対策実行計画(事務事業編))」の削減率(約37%減)を踏まえて、設定しております。	環境政策課
2	委員	P9	<p>担い手への農地集積率の算出方法はどのようになっていますか。</p> <p>・農地を所有し、または借り入れること等により、利用する農地面積を拡大する率のこと」は、総農家(生産単位)数のうち、面積を拡大した農家(生産単位)数の割合ことなのか、あるいは、市内総農地面積の内、元の営農単位から別の営農単位に耕作作業が移された面積のことなのでしょうか。分子分母の説明がないと、R5で増えR6で減った理由がわかりません。耕作地の放棄や離農による変動の影響などは、分子分母がわからないので類推できませんでした。</p> <p>・コンパクトシティーのコンセプトでは、中山間地の人口の縮小と、それにともなう地域中心部への移住は、望ましいこととなるのですか。そのためには、中山間地域の耕作地が少数の生産単位に集積されるのはよい指標ととらえるべきなのでしょうか。一方で、遠隔地の人口減少による里山荒廃をこの方針の下でどのように取り扱うのかがわかりません。</p> <p>直接的な関連はないが、長門市の棚田で行っている「草刈りサミット」のような行事を導入して中山間地にそれ以外の地域から足を延ばす人を増やす企画を考えられないでしょうか。</p>	<p>「担い手への農地集積率」は、国の統計調査である「担い手の農地利用集積状況調査」の値を利用しています。担い手の農地利用集積状況調査は、農林水産省が毎年実施しており、各市町の耕地面積を分母として、効率的かつ安定的な農業経営体である認定農業者などの担い手へ農地がどれだけ集まっているかを示す調査です。令和6年度の値については、本調査において担い手の範囲が変更されるなど集計方法が変更されたことによるものです。</p> <p>本市の中山間地域の基幹産業である農業を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進展による担い手不足等、大変厳しい状況にあることから、農用地を経営基盤の強い担い手へ集中することで、地域の振興を図っていきたいと考えております。</p>	農業振興課

令和7年度版山口市環境概要(案) 山口市環境審議会における質問及び回答票(後日分)

No.	委員	ページ	内 容	対 応 (回答)	担当課
3	委員	P20	景観条例に基づく事前協議の内容はどのようなものでしょうか。少なくとも、山口駅と中央商店街付近は、意匠の異なるマンションが林立して景観的には、すでに破壊されつつあると感じています。せっかく、寺社仏閣が展開している地区ですが、これらの新しい建造物は、経常的にマッチしているとは思えません。一方で、白石地区などの旧市街地は、道幅が狭く(最近、整理されつつあることは知っているが)、火災時の消防車やその他の緊急車両の乗り入れが困難な場所があり、ある程度の再開発は、地域維持のためにも必要なことは理解できます。今後、歴史的景観を保ちながら、再開発する方策をどのように考えていますか。もちろん、民間主導であるので、強い規制は色々私的権利を制限することになり不可能なところが多いのは理解しているうえで、お尋ねします。	<p>(事前協議の内容について)</p> <p>本市では、市域を景観特性や土地利用に応じて複数の景域やゾーンに区分し、それぞれの特性に応じた景観形成基準を設けており、事業者・設計者等が建築物等を設計する際には、景観条例に基づく事前協議を行っていただくこととしております。</p> <p>この事前協議は、計画変更が可能な設計の初期段階から、事業者・設計者等が景観形成基準に示された景観配慮事項を確認し、地域景観と調和した設計を実施していただくための届出手続き前の準備段階のプロセスとして位置付けており、例えば、建築物・工作物を建築する際には、周囲の景観と調和した形態・意匠、色彩、設備、外構等の各項目について、それぞれの景観形成基準に配慮していただくよう協議を行っているところです。</p> <p>(景観を保全しながら再開発を促進する方策)</p> <p>本市といたしましては、狭い道路や建物が密集した旧市街地などにおける再開発につきましては、地域の防災機能の強化や安全安心に暮らせるまちの実現を図る上で重要であると認識いたしており、そうした地域での民間による再開発を促進していく必要があると考えているところでございます。</p> <p>こうした再開発が実施される際には、地域の良好な景観が保全されるよう、先ほども申し上げました景観条例に基づく事前協議制度の活用や、必要に応じて都市計画制度等、他の手法の活用も検討しながら、地域景観と調和した建築物等の立地を誘導してまいりたいと考えております。</p>	都市計画課
4	委員	P28	「1人当たりの埋め立て処分量」の増減と、その下の行の熱回収や再生可能エネルギーの利用とは直接的に関係しないのではないでしょうか。	御指摘のとおりですので、下記の文言に修正いたします。 「引き続き、ごみの資源化を行い、埋立処分量の低減を図るとともに、ごみの処理過程において発生する熱回収や再生可能エネルギーの利用を行い、資源の循環利用による環境に配慮した事業運営を目指します。」	資源循環推進課
5	委員	P28	品目の制限や4トン制限の理由はどのようなものでしょうか。処理を引き受けなかったということであれば、ゴミはその後どうなったのでしょうか。(不燃ごみや古紙類の持ち込み制限の実施)	<p>内容がわかりにくく、説明不足もあったため、下記の文言に修正いたします。</p> <p>「事業系ごみについて、不燃ごみの搬入量を4トンまでに制限する措置や焼却施設へのリサイクル可能な古紙類の持込を禁止する措置を実施しました。」</p> <p>なお、市が受入れを行わなかった不燃ごみについては、産業廃棄物として処理されています。また、リサイクル可能な古紙類については、資源ごみとして受入れを行っています。</p>	資源循環推進課、環境施設課、清掃事務所